

# 第十管区海上保安本部（水路測量） 公示第 12 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 11 日

第十管区海上保安本部長 星崎 隆（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名 称 第十管区海上保安本部
  - （2）住 所 鹿児島市東郡元町 4 - 1
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区 域 長島海峡（付図）
  - （2）期 間 令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 6 月 15 日までの間
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全処置
  - （1）十管区水路通報による周知を行う。
  - （2）測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第六条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）



